

発議第5号

別紙のとおり成年被後見人の選挙権等の保障を求める意見書を提出するものとする。

平成23年9月28日提出

発議者 三島市議会全議員

成年被後見人の選挙権等の保障を求める意見書（案）

知的障がいや精神障がい、また、認知症や高次脳機能障がい等により、自己の財産管理に支障のある場合、その保護を目的としてきた「禁治産制度」は、平成12年に「成年後見制度」に移行した。

この制度改正は、従来の「財産管理」に対し、新たに「身上監護」の要素が付加され、介護保険制度の開始、障害者自立支援法の開始等、社会福祉基礎構造改革の流れにおける「契約」に基づく福祉サービスの利用という一方での社会的変化とも連動している。

この場合「契約」という法律行為の当事者能力への支援が必要となることなど、成年後見制度の今時における意義はさらに大きく、制度利用のさらなる拡大が求められている。

しかしながら、この成年後見制度において、成年被後見人に対する様々な「欠格条項」がなお存在し、権利制限を余儀なくされる。こうした「欠格条項」の中には権利を制限するうえでの合理性に欠けるものも存在する。

その顕著なひとつが公職選挙法第11条第1項をはじめとする参政権等への制約である。それ自体の不利益はもとより、当事者に対する「差別」や「偏見」をも助長し、現に、このことを理由に成年後見制度の利用を躊躇する現実もある。さらに識者においても、なぜその利用によって公民権が制限を受けるのかについての合理性が問われているところである。また、参政権の保障・法の下の平等を定めた日本国憲法との整合性が問われ、見直しを求める声は高い。

したがって、以下の点について強く要望する。

記

- 1 成年被後見人を「選挙権及び被選挙権を有しない」としている公職選挙法第11条第1項を削除し、選挙権を保障すること。
- 2 日本国憲法の改正手続に関する法律第4条等、成年被後見人の政治参加における「欠格条項」を削除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

三 島 市 議 会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様